



2020年8月6日

各位

会社名 株式会社 日 新
代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋
(コード番号 9066 東証第一部)
問合せ先 総務・コンプライアンス部長 鴨下至治
(TEL. 03-3238-6663)

「従業員持株会信託型E S O P」の再導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ社員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」(以下「本制度」)の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の趣旨

当社は、当社グループ社員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を再導入いたします。

当社は、2011年3月に本制度を導入し、2016年4月に終了いたしましたが、本制度導入による実績・効果等を総合的に勘案した結果、再導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

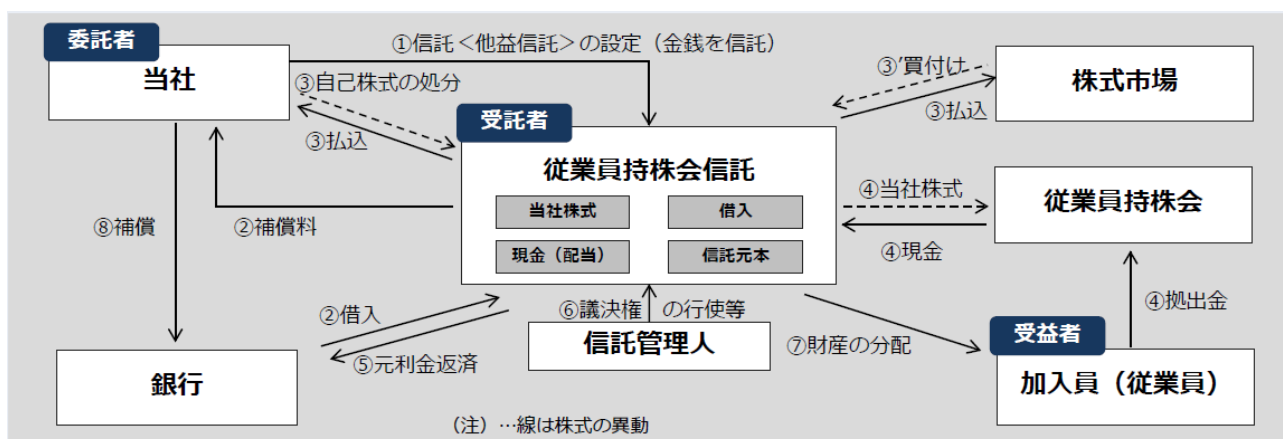
本制度は、「日新社員持株会」(以下「従業員持株会」)に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が従業員持株会に加入する社員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下「従持信託」)を設定し、従持信託は今後一定期間にわたり従業員持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。その後、従持信託は従業員持株会に対して当該株式を売却していきます。従業員持株会に対する当社株式の売却を通じて従持信託に売却益相当額が累積した場合には、これを受益者要件を充足する社員に対して分配します。

なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対して当社が補償を行うため、当社株価の下落等により、従持信託が借入債務を完済できなかった場合においても、当社が銀行に対して残存債務を弁済することから、社員の追加負担はありません。

本制度再導入にあたって設定する信託の設定時期、期間、株式の取得価格の総額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



- ①当社が、受益者要件を充足する当社従業員を受益者とした「従業員持株会信託（他益信託）」（従持信託）を設定します。
- ②従持信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、従持信託、銀行の三者間で従持信託の行う借入に対して補償契約を締結します。補償契約の対価として、従持信託は補償料を当社に支払います。
- ③従持信託は信託期間内に従業員持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します。
（③自己株式の処分、または、③' 市場から買付けます）
- ④従持信託は、信託期間を通じ、上記③により取得した当社株式を、毎月一定日に従業員持株会に時価で売却します。
- ⑤従持信託は従業員持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本金利返済に充当します。
- ⑥信託期間を通じ、受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦借入金を返済後、従持信託内に残余財産がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対し、信託期間内に買い付けた株数等に応じた分配金が交付されます。
- ⑧なお、従持信託内の財産を処分した後に借入債務が残存する場合には、補償契約に基づき、当社が残存債務を支払います。

以 上